

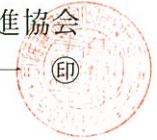
様式 1

## 特定個人情報保護評価確認書

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実 殿

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
専務理事 和田 修一 印



貴連合会が作成した「評価書番号 1～4 / 社会保険労務士事務所（パターン A～D 事務所）が委託契約に基づき、労働社会保険諸法令関係書類に、個人番号を記載して公共職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に提出する事務に関する評価書（以下「当該評価書」という。）」について、令和 2 年 9 月 7 日から 10 月 XX 日までの間、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」、「特定個人情報保護評価に関する規則（個人情報保護委員会規則第 1 号）」、「特定個人情報保護評価指針（平成 30 年 5 月 21 日個人情報保護委員会）」、「特定個人情報保護評価指針の解説（平成 26 年 4 月 20 日（平成 30 年 5 月 21 日改正）個人情報保護委員会）」、「特定個人情報保護評価書記載要領（平成 30 年 5 月 様式 4 個人情報保護委員会）」及び「特定個人情報保護評価書 5 年経過前の評価の再実施に係る留意事項について（令和元年 9 月 個人情報保護委員会事務局）」に基づき的確に記載されているか、また、記載内容が、当該事務にかかる規程等を適正に順守したものであるか確認、照合しました。

この結果、当該評価書は、様式及び指定された項目に沿って記載されているとともに、記載内容が妥当なものであることを確認しました。

### 【総括】

社会保険労務士事務所は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていないが、顧問先従業員等の特定個人情報を取扱うことから、その保護の重要性に鑑み、特定個人情報保護評価の枠組みを用いて任意に特定個人情報保護評価を実施している。この度、前回の平成 27 年の評価から 5 年が経過したため特定個人情報保護評価を再実施し、個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価 5 年経過前の評価の再実施に係る留意事項について」において示されているポイントについても当該評価書で対応していることを確認した。また、平成 28 年 1 月から労災年金の請求にマイナンバーの記載が必要になったことから労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務も評価の対象にした。

評価書番号：1

特定個人情報保護評価の対象となる社会保険労務士事務所の事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる項目について検討し、記載していることを確認した。

【今後に向けてのご助言】

本評価書で記載されたリスク対策は、確実に実施することが求められるので、自己点検では、その実施状況を確認することになる。そのため「マイナンバー対応ハンドブック」、「特定個人情報取扱規程」等に漏れなく反映されていなければならない。その記載内容については、主な事項を別紙「規程類の改定について」にまとめたので参考にして頂きたい。

別紙「特定個人情報保護評価書点検」結果表（パターンA～D）参照

別紙「規程類の改訂について」

注記：本確認書の意義は、貴連合会が作成された特定個人情報保護評価書に対して、独立した専門的立場から意見を表明することにあります。